

内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領

(平成17年4月28日17監技第41号)

(最終改正 平成31年2月18日付け30建政技第287号)

この要領は、長野県が発注する受注希望型競争入札のうち、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的とする内訳書等の提出及び下請要件を付して発注する入札方式の試行に係る公告、提出書類及び審査手続等について定めたものである。

(対象工事)

第1 この要領において対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 営業所の所在地に関する要件を、「設定なし」又は「県内に本店又は営業所を有していること。」としている工事で、かつ、県内下請比率を定める工事
- (2) その他、発注機関の長が必要と認めた工事

(入札公告)

第2 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の定めによる他、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。（別記1参照）

- (1) 入札参加者が、契約人となった場合に直接下請契約を締結する予定の下請負人（以下「下請負人」という。）の要件
 - (2) 入札書の提出に併せて提出を求める、対象工事に係る内訳書等（第4(1)及び(3)に定めるものをいう。）及び発注機関の長が必要と判断し追加して提出を求めるその他の積算資料
 - (3) 入札参加者が、契約人となった場合に下請契約を締結する予定の下請負人のうち、要件を確認する下請負人の範囲、及び入札書の提出に併せて提出を求める対象工事に係る下請要件を確認する資料
 - (4) 落札候補者に追加して求める資料に関する事項
 - (5) 内訳書等の提出及び下請要件の審査に関する事項
 - (6) その他本競争入札の手続に関し必要な事項
- 2 第1項の公告は、実施要領の入札公告（様式1-2）の追加事項により行うものとする。
- 3 公告の期間（公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ。）は、原則として、24日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、工事の内容により16日（休日を含む。）まで短縮することができる。
- 4 質問書の受付期間は7日程度（休日を除く。）とする。ただし、工事の内容により5日程度（休日を除く。）まで短縮することができる。

(下請負人の要件)

第3 下請負人に必要な資格等の要件（以下「下請要件」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下請負人の資格等は次の事項を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 公告日から落札決定日までの間において、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受

けていない者であること。

ウ。 下請負人は、建設業法第3条、又は当該業務において必要な場合の許可を有すること。

(内訳書等の提出)

第4 発注機関の長は、次の各号に定める内訳書等の提出を求めるものとする。

- (1) 入札書の提出に併せ、初度の入札時において、入札参加者全員から「工事費内訳書」(入札心得第8条第2項による)として、入札公告で示した設計図書等に添付されている閲覧設計書に、単価及び金額を記載したもの、または、それと同等の項目が含まれる独自に作成した様式によるもの。
- (2) 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とするものとする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。
- (3) 発注機関の長は、落札候補者に対し速やかにFAX(様式1号)及び電話により連絡し、実施要領第23に規定する入札参加資格要件審査書類とともに、次に掲げる内訳書等の提出を求める。
 - 1) 再入札を実施した場合の工事費内訳書
 - 2) 「工事費内訳書の算出根拠」として、入札公告で示した設計図書等に添付されている閲覧設計書、または、それと同等の項目が含まれる独自に作成した様式によるもの、若しくは第5第4項(2)に規定する下請負人の作成した「見積書」
 - 3) 「その他の積算資料」として、発注機関の長が必要と判断し公告において提出を求めた任意仮設の積算内訳や当該工事における主要材料の見積書等
- (4) 前記(1)及び(3)の2)の備考欄には、第5第2項で定める下請負人の商号または名称を工種毎に記載しなければならない。また、県内下請比率を定めた工事は、備考欄に第5第2項で定める下請負人の商号または名称及び住所を工種毎に記載し合計の備考欄に県内下請比率(県内下請額/入札価格)を記載しなければならない。
- (5) 同項第3号の審査書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に提出しなければならない。

(下請要件を確認する資料の提出)

第5 発注機関の長は、対象工事に係る下請要件を確認する資料の提出を求めるものとする。なお、建築工事等の下請業種が多岐にわたる場合、または工期が長期にわたる場合等については、下請要件を確認する工種の範囲を、予め入札公告で指定することが出来るものとする。

2 下請負人の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業許可を有する一次下請負人全て
- (2) 交通整理員、ガードマン等を外部委託する場合の警備会社等
- (3) 産業廃棄物の処理・運搬を外注する場合の委託業者
- (4) 測量または各種調査等を外注する場合の測量、調査会社等

3 落札候補者に対し、第4(3)の提出資料とともに、次の各号に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 第2項の下請負人の作成した「見積書」
- (2) 第2項の下請負人の商号、代表者名、住所が記載された「施工体制台帳」(建設業法第24条の7に規定する記載事項等を満たしたもの。土木工事現場必携に記載された様式に準じる。)
- (3) 第2項の下請負人が配置を予定している技術者が必要とする資格を証するもの。

(追加する資料の提出)

第6 発注機関の長は、必要に応じ第4及び第5に規定する資料のほか、落札候補者に対し入札参加資格要件の審査を行う期間に、追加して次の各号に掲げる資料(以下「追加資料」という。)の提

出を求めることができる。

- (1) 第1(1)で定める県内下請比率を確認するための二次以降の下請負人の作成した見積書及び施工体制台帳等
 - (2) 第5第2項に規定する下請負人の資料が提出されない場合の直営施工を説明できる資料
 - (3) その他、発注機関の長が追加提出の必要を認めた資料
- 2 追加資料の提出を求められた者は、これを指示された日の翌々日（休日を除く）までに提出しなければならない。

（内訳書等の提出及び下請要件の審査）

第7 発注機関の長は、実施要領第13の「郵送入札書等の不受理」、第28の「入札書の無効」及び第19の「低入札価格調査」に基づく審査を実施した後、入札公告に示す内訳書等の提出及び下請要件に基づき、最低価格入札者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、最低価格入札者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、内訳書等、下請要件を確認する資料及び追加資料について実施する。
- 3 前項の審査に要する日数は、入札参加資格要件の書類の提出があった日から、7日以内（休日を除く）とする。

（入札の無効）

第8 次の各号に掲げる入札書は、実施要領第28に準じて無効とする。

- (1) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- 2 次の各号に掲げる入札書は、実施要領第29に準じて無効（失格）とする。
 - (1) 入札公告に示す下請要件を満たさない者が入札した入札書
 - (2) 内訳書等または下請要件を確認する資料（第4、第5に定める資料）を提出しない、または内容に不備があると認められた者が入札した入札書
 - (3) 第6に定める追加資料を期限までに提出しない、または追加資料により当初提出された資料に虚偽記載等が確認された者が入札した入札書
 - (4) 施工体制が、建設業法第22条に規定する「一括下請の禁止」に抵触する恐れがあると認められた者が入札した入札書
 - (5) 第1(1)で定めた県内下請比率の要件を満たさない者が入札した入札書
 - (6) その他、発注機関の長が著しく不相当と認める事実が確認された者が入札した入札書
- 3 前項(2)の「不備」は、以下の各号に掲げるものとする。
 - (1) 第4に定める資料に、欠落や未記載等があり、算出根拠が不明確なもの
 - (2) 第4に定める資料が、第5第4項(2)の下請負人の作成した見積書より安価なもの
 - (3) 第4(3)3)に定める「その他の積算資料」が現場状況または実勢価格等を勘案した場合に適正な施工が出来ないと判断されるもの
 - (4) 第4(1)並びに(3)及び第5第3項並びに第4項に定める資料の提出が無い、未記載等により、施工体制が不明確なもの

（履行状況の確認及び措置）

第9 発注機関の長は、この要領に基づき契約した工事について、履行状況の確認を行うものとし、以下の各号に掲げる内容を確認した場合には、それぞれ必要な措置を講ずることとする。

- (1) 第4及び第5で提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があり、契約の目的を達することが出来ないと認められるときは、契約約款第46条第4項による契約解除を行う。
- (2) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずる。
- (3) 前記(1)または(2)に至らない場合でも、下請負人や下請金額等に合理的な理由なく変更が生じた場合には、工事成績評定を減点する。

(準用)

第10 この要領に定めのない事項は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領を準用する。
なお、重複する事項については、本要領が優先する。

(附則)

本要領は、平成17年5月9日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成19年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成21年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成23年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成24年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成29年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成30年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成31年3月1日以降の入札公告から適用する。

(別記1)

1 入札公告(様式1-2)の追加事項

○「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領」に基づく入札条件の追加

「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領」(以下「試行要領」という。)に基づく入札条件

- 1 入札参加者が、契約人となった場合に直接下請契約を締結する予定の下請負人(以下「下請負人」という。)の要件(以下「下請要件」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 下請負人の資格等は、試行要領第3(1)の事項を満たすこと
(※「県内下請比率」を設定する場合は、工事毎に発注機関で検討の上、下記を追加する。)
 - (2) 入札参加者の本店が県外の者にあつては、県内下請比率は、〇〇%以上とする
- 2 対象工事に係る内訳書等の提出は次のとおりとする。
 - (1) 入札書の提出に併せ、初度の入札時において、試行要領第4(1)に掲げる「工事費内訳書」(備考欄に下請負人の商号又は名称を記載したもの)を提出してください
 - (2) 試行要領第4(3)2)に掲げる「工事費内訳書の算出根拠」は、試行要領様式1号により落札候補者の審査書類として提出を求められた場合に提出してください
(※「その他の積算資料」を求める場合は、下記を追加する。)
 - (3) 試行要領第4(3)3)の「その他の積算資料」として、試行要領様式1号により落札候補者の審査書類として提出を求められた場合に、次の資料を提出してください
(例) ・仮設工のうち、〇〇工の積算内訳を説明する計算書及び説明図
・主要材料として、コンクリート(規格:)1㎡あたりの見積書
・安全管理費のうち、交通管理対策として、保安施設及び交通誘導員の配置計画図及び積算内訳
- 3 落札候補者となった場合に、対象工事に係る下請要件を確認する資料の提出は次のとおりとしてください。
(※下請要件を確認する工種の範囲を指定する場合は、下記を追加する。)
ただし、下請要件を確認する工種は、〇〇工、〇〇工、及び〇〇工とする。
 - (1) 「下請金額付き施工体系図」(様式2号)を提出してください
 - (2) 試行要領第5第4項(2)の「下請負人の作成した見積書」については、試行要領様式1号により落札候補者の審査書類として提出を求められた場合に提出してください
- 4 落札候補者に対し入札参加資格要件の審査を行う期間に、追加して試行要領第6第1項に掲げる資料(以下「追加資料」という。)の提出を求められますので、その場合は、指示された日の翌々日(休日を除く)までに提出してください。
- 5 審査は、試行要領第7に基づき実施し、第8第1項の各号に掲げる入札書は建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第28に準じて無効とし、第8第2項及び第3項の各号に掲げる入札書は、同実施要領第29に準じて無効(失格)とします。
- 6 その他、この条件に定める以外は、受注希望型競争入札実施要領の入札心得、公告例(共通事項)を準用しますが、競合する事項については、本条件が優先します。